

中央最低賃金審議会

目安に関する小委員会(第1回～第3回) 配付資料 (抜粋)

№7－1 第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率(男女別内訳)

№7－2 第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率(一般・パート別内訳)

№7－3 春季賃上げ妥結状況

№7－4 物価

№7－5 実質・名目GDPの推移等

№7－6 地域別最低賃金額、未満率及び影響率

№7－7 完全失業率と有効求人倍率の推移等

№7－8 倒産

№7－9 パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額及び同下限額

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率(男女別内訳)

性 別	産業計			製造業			卸売業、小売業			学術研究、専門・技術サービス業			宿泊業、飲食サービス業			生活関連サービス業、娯楽業			医療、福祉			サービス業(他に分類されないもの)										
	賃金上昇率			賃金上昇率			賃金上昇率			賃金上昇率			賃金上昇率			賃金上昇率			賃金上昇率			賃金上昇率										
	1時間当たり賃金額 R1年 6月	R2年 6月	賃金上昇率	1時間当たり賃金額 R1年 6月	R2年 6月	賃金上昇率	1時間当たり賃金額 R1年 6月	R2年 6月	賃金上昇率	1時間当たり賃金額 R1年 6月	R2年 6月	賃金上昇率	1時間当たり賃金額 R1年 6月	R2年 6月	賃金上昇率	1時間当たり賃金額 R1年 6月	R2年 6月	賃金上昇率	1時間当たり賃金額 R1年 6月	R2年 6月	賃金上昇率	1時間当たり賃金額 R1年 6月	R2年 6月	賃金上昇率								
男	A 1,589	1,611	1.4	1.3	1,470	1,489	1.3	0.9	1,626	1,644	1.1	0.9	1,898	1,918	1.1	(0.2)	1,244	1,276	2.6	1.2	1,365	1,391	1.9	(0.2)	1,486	1,506	1.3	3.3	1,712	1,728	0.9	(0.2)
	B 1,458	1,464	0.4	0.8	1,401	1,401	0.0	0.5	1,486	1,488	0.1	0.7	1,792	1,786	-0.3	(0.9)	1,106	1,129	2.1	1.8	1,110	1,123	1.2	(0.9)	1,363	1,383	1.5	0.6	1,603	1,623	1.2	(0.9)
	C 1,359	1,380	1.5	1.1	1,341	1,351	0.7	0.9	1,389	1,408	1.4	1.0	1,656	1,700	2.7	(0.1)	1,067	1,095	2.6	2.3	1,236	1,233	-0.2	(0.1)	1,258	1,267	0.7	2.3	1,348	1,366	1.3	(0.1)
	D 1,230	1,241	0.9	1.9	1,163	1,182	1.6	1.4	1,268	1,266	-0.2	1.5	1,497	1,518	1.4	(2.0)	994	1,008	1.4	3.1	1,045	1,052	0.7	(2.0)	1,203	1,220	1.4	2.2	1,262	1,283	1.7	(2.0)
	計 1,455	1,472	1.2	1.3	1,381	1,393	0.9	0.9	1,487	1,499	0.8	0.9	1,770	1,790	1.1	(0.6)	1,132	1,158	2.3	1.7	1,247	1,262	1.2	(0.6)	1,367	1,384	1.2	2.2	1,540	1,558	1.2	(0.6)
男	A 1,856	1,874	1.0	0.9	1,671	1,689	1.1	1.0	1,848	1,865	0.9	0.5	2,256	2,287	1.4	(-0.2)	1,441	1,448	0.5	1.7	1,539	1,546	0.5	(-0.2)	1,708	1,715	0.4	3.5	1,882	1,893	0.6	(-0.2)
	B 1,763	1,769	0.3	0.4	1,648	1,643	-0.3	0.1	1,759	1,760	0.1	0.7	2,142	2,150	0.4	(0.2)	1,246	1,270	1.9	-0.1	1,193	1,202	0.8	(0.2)	1,530	1,547	1.1	1.1	1,885	1,918	1.8	(0.2)
	C 1,637	1,657	1.2	0.7	1,573	1,582	0.6	0.7	1,655	1,677	1.3	0.5	1,910	1,955	2.4	(-0.3)	1,233	1,241	0.6	2.6	1,486	1,496	0.7	(-0.3)	1,419	1,415	-0.3	3.6	1,526	1,537	0.7	(-0.3)
	D 1,462	1,472	0.7	1.4	1,349	1,369	1.5	1.0	1,497	1,495	-0.1	1.6	1,669	1,712	2.6	(1.9)	1,157	1,144	-1.1	1.2	1,178	1,179	0.1	(1.9)	1,310	1,323	1.0	-0.4	1,396	1,431	2.5	(1.9)
	計 1,730	1,745	0.9	0.8	1,601	1,612	0.7	0.7	1,739	1,751	0.7	0.7	2,053	2,085	1.6	(0.2)	1,310	1,318	0.6	1.3	1,409	1,416	0.5	(0.2)	1,541	1,550	0.6	2.3	1,740	1,758	1.0	(0.2)
女	A 1,355	1,379	1.8	1.9	1,171	1,191	1.7	1.3	1,340	1,359	1.4	1.8	1,599	1,612	0.8	(1.1)	1,179	1,219	3.4	1.1	1,265	1,301	2.8	(1.1)	1,440	1,461	1.5	3.4	1,426	1,450	1.7	(1.1)
	B 1,199	1,209	0.8	1.7	1,060	1,066	0.6	1.6	1,210	1,214	0.3	1.4	1,401	1,392	-0.6	(1.9)	1,060	1,082	2.1	3.2	1,069	1,082	1.2	(1.9)	1,322	1,342	1.5	0.4	1,269	1,281	0.9	(1.9)
	C 1,116	1,141	2.2	2.0	1,003	1,017	1.4	1.6	1,110	1,130	1.8	2.8	1,284	1,333	3.8	(0.5)	1,008	1,041	3.3	2.1	1,112	1,110	-0.2	(0.5)	1,228	1,238	0.8	2.1	1,162	1,183	1.8	(0.5)
	D 1,047	1,060	1.2	2.4	938	965	2.9	2.3	1,066	1,066	0.0	1.7	1,205	1,222	1.4	(1.9)	956	973	1.8	3.4	938	951	1.4	(1.9)	1,175	1,193	1.5	2.8	1,091	1,105	1.3	(1.9)
	計 1,220	1,240	1.6	1.9	1,070	1,086	1.5	1.6	1,210	1,223	1.1	1.9	1,461	1,476	1.0	(1.3)	1,076	1,106	2.8	2.0	1,154	1,175	1.8	(1.3)	1,330	1,348	1.4	2.3	1,271	1,291	1.6	(1.3)

(注) 令和元年調査では「学術研究、専門・技術サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」を合わせて集計し、「その他のサービス業」として集計表に表載していた。
そのため、当該3産業の令和元年の数値(括弧内の数値)については「その他のサービス業」の数値を参考値として掲載している。

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

事業 形態	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率	
	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月		
ランク																																
一般 パート 計	A	1,589	1,611	1.4	1.3	0.9	1,626	1,644	1.1	0.9	1,898	1,918	1.1	(0.2)	1,244	1,276	2.6	1.2	1,365	1,391	1.9	(0.2)	1,486	1,506	1.3	3.3	1,712	1,728	0.9	(0.2)		
	B	1,458	1,464	0.4	0.8	0.5	1,486	1,488	0.1	0.7	1,792	1,786	-0.3	(0.9)	1,106	1,129	2.1	1.8	1,110	1,123	1.2	(0.9)	1,363	1,383	1.5	0.6	1,603	1,623	1.2	(0.9)		
	C	1,359	1,380	1.5	1.1	0.9	1,389	1,408	1.4	1.0	1,656	1,700	2.7	(0.1)	1,067	1,095	2.6	2.3	1,236	1,233	-0.2	(0.1)	1,258	1,267	0.7	2.3	1,348	1,366	1.3	(0.1)		
	D	1,230	1,241	0.9	1.9	1.6	1,163	1,182	1.6	1.5	1,497	1,518	1.4	(2.0)	994	1,008	1.4	3.1	1,045	1,052	0.7	(2.0)	1,203	1,220	1.4	2.2	1,262	1,283	1.7	(2.0)		
計	1,455	1,472	1.2	1.3	0.9	1,487	1,499	0.8	0.9	1,770	1,790	1.1	(0.6)	1,132	1,158	2.3	1.7	1,247	1,262	1.2	(0.6)	1,367	1,384	1.2	2.2	1,540	1,558	1.2	(0.6)			
一般	A	1,816	1,838	1.2	1.0	0.9	1,803	1,828	1.4	0.9	2,024	2,039	0.7	(-0.2)	1,587	1,602	0.9	0.4	1,574	1,607	2.1	(-0.2)	1,597	1,628	1.9	3.2	1,861	1,877	0.9	(-0.2)		
	B	1,734	1,740	0.3	0.7	0.2	1,727	1,727	0.0	0.8	1,970	1,980	0.5	(0.6)	1,498	1,521	1.5	0.8	1,386	1,403	1.2	(0.6)	1,493	1,516	1.5	1.3	1,820	1,852	1.8	(0.6)		
	C	1,584	1,605	1.3	0.9	0.8	1,642	1,659	1.0	0.6	1,760	1,806	2.6	(0.4)	1,294	1,308	1.1	1.5	1,476	1,474	-0.1	(0.4)	1,360	1,363	0.2	2.7	1,467	1,479	0.8	(0.4)		
	D	1,392	1,404	0.9	1.8	1.4	1,266	1,284	1.4	1.1	1,544	1,567	1.5	(2.5)	1,144	1,137	-0.6	3.9	1,171	1,170	-0.1	(2.5)	1,294	1,307	1.0	1.9	1,337	1,368	2.3	(2.5)		
計	1,684	1,700	1.0	1.0	0.7	1,703	1,716	0.8	0.9	1,888	1,908	1.1	(0.5)	1,408	1,420	0.9	0.8	1,470	1,487	1.2	(0.5)	1,459	1,479	1.4	2.3	1,686	1,707	1.2	(0.5)			
パート	A	1,192	1,214	1.8	1.8	1.1	1,220	1,221	0.1	0.8	1,271	1,321	3.9	(2.4)	1,128	1,165	3.3	1.7	1,084	1,103	1.8	(2.4)	1,394	1,405	0.8	3.3	1,173	1,189	1.4	(2.4)		
	B	1,067	1,073	0.6	1.1	1.4	1,090	1,094	0.4	0.3	1,216	1,158	-4.8	(2.8)	1,005	1,028	2.3	2.4	982	993	1.1	(2.8)	1,203	1,218	1.2	-0.8	1,106	1,099	-0.6	(2.8)		
	C	993	1,016	2.3	1.8	1.5	985	1,004	1.9	2.6	1,073	1,107	3.2	(-1.8)	957	992	3.7	2.7	1,000	996	-0.4	(-1.8)	1,099	1,115	1.5	1.7	1,025	1,062	3.6	(-1.8)		
	D	966	976	1.0	2.5	2.2	969	969	0.0	3.6	1,195	1,211	1.3	(-1.3)	936	958	2.4	2.2	871	890	2.2	(-1.3)	1,020	1,043	2.3	3.0	1,015	1,002	-1.3	(-1.3)		
計	1,084	1,102	1.7	1.8	1.5	1,088	1,096	0.7	1.3	1,212	1,224	1.0	(1.2)	1,033	1,064	3.0	2.2	1,015	1,027	1.2	(1.2)	1,259	1,273	1.1	2.1	1,098	1,109	1.0	(1.2)			

(注) 令和元年調査では「専攻研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」を合わせて集計し、「その他のサービス業」として集計表に収載していた。

春季賃上げ妥結状況

春季賃上げ妥結状況（令和2年）

連合 第7回（最終）回答集計結果（令和2年7月6日）

	平均賃上げ方式 (加重平均)		個別賃金方式（1組合当たり単純平均）	
	35歳		30歳	
1,000人以上	268組合 1,126,633人 6,282円(6,495円) 2.08%(2.14%)	31組合 93,594人 1,545円(2,033円) 0.46%(0.62%)	29組合 111,510人 800円(1,041円) 0.28%(0.38%)	
300～999人	477組合 257,938人 5,670円(5,681円) 2.11%(2.11%)	56組合 32,379人 1,482円(2,141円) 0.51%(0.76%)	39組合 20,799人 2,061円(1,330円) 0.87%(0.54%)	
100～299人	656組合 119,796人 5,347円(5,496円) 2.10%(2.19%)	72組合 12,931人 1,319円(1,826円) 0.49%(0.68%)	63組合 11,280人 1,088円(2,241円) 0.46%(0.94%)	
～99人	557組合 28,746人 5,236円(5,271円) 2.17%(2.22%)	78組合 3,602人 825円(1,470円) 0.34%(0.60%)	86組合 3,993人 1,248円(1,649円) 0.55%(0.73%)	
規模計	1,956組合 1,533,113人 6,071円(6,262円) 2.09%(2.14%)	237組合 142,506人 1,224円(1,808円) 0.45%(0.66%)	217組合 147,582人 1,288円(1,656円) 0.54%(0.69%)	

(注)1 ()内の数値は、令和元年7月5日付 第7回（最終）回答集計結果。

2 平均賃上げ方式は、賃上げ分が明確に分かる組合を対象に集計。

3 個別賃金方式は「純ベア」と「定界込み」方式があるが、表中は「純ベア」方式の数値である。

連合(有期・短時間・契約等労働者)

第7回（最終）回答集計結果（令和2年7月6日）

	単純平均		加重平均	
	第7回（最終）回答集計結果		第7回（最終）回答集計結果	
時給	372組合 736,244人	賃上げ額 25.18円(24.23円) 平均時給 1029.84円(1004.36円)	27.11円(25.91円)	1027.21円(994.64円)
月給	126組合 32,857人	賃上げ額 4,128円(3,708円) 賃上げ率 2.02%(1.81%)	6,312円(4,038円)	3.02%(1.96%)

(注)1 ()内の数値は、令和元年7月5日付 第7回（最終）回答集計結果。

経団連(大手企業)第1回集計(令和2年5月21日)

平均賃上げ方式 (加重平均)	
主要21業種 大手251社	86社 7,297円(8,310円) 2.17%(2.46%)

(注)1 原則として東証一部上場、従業員数

500人以上の企業を対象。

2 143社(57.0%)から回答が出ているが、このうち57社は平均金額不明等のため、集計より除外。

3 ()内の数値は、平成31年4月23日付第1回集計結果。

経団連(中小企業)第1回集計(令和2年6月12日)

平均賃上げ方式 (加重平均)	
17業種 752社	201社 4,471円(4,764円) 1.72%(1.87%)

(注)1 原則として従業員数500人未満の企業を対象。

2 204社(27.1%)から回答が出ているが、このうち3社は平均金額不明等のため、集計より除外。

3 了承、妥結を含む。

4 ()の数値は、令和元年6月18日付第1回集計結果。

物価

国内企業物価は、下落している。消費者物価は、横ばいとなっている。

(前年同期(月)比、□内は暦年前年比、()内は前期(月)比、<>内は季節調整前同期(月)比、%)

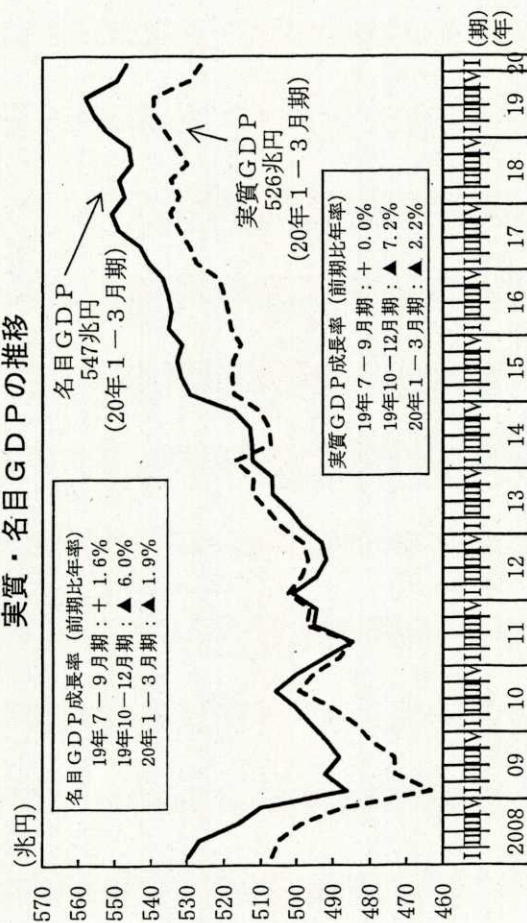
		[2018年] 2018年度	[2019年] 2019年度	2019年 7-9月	10-12月	2020年 1-3月	3月	4月	5月
国内企業物価	価	[2.6]	[0.2]	(▲ 0.6)	(1.2)	(▲ 0.4)	(▲ 0.9)	(▲ 1.6)	P (▲ 0.4)
夏季電力料金調整後	価	2.2	0.2	▲ 0.9	0.3	0.6	▲ 0.4	▲ 2.4	P ▲ 2.7
(参考指数(消費税抜き))									
輸出物価	価	[1.4]	[▲ 3.8]	(▲ 2.8)	(0.2)	(▲ 0.2)	(▲ 2.3)	(▲ 1.1)	P (▲ 1.2)
		0.8	▲ 4.1	▲ 5.8	▲ 5.5	▲ 3.0	▲ 5.1	▲ 6.6	P ▲ 6.5
輸入物価	価	[7.6]	[▲ 5.3]	(▲ 4.0)	(0.1)	(▲ 0.1)	(▲ 4.7)	(▲ 5.8)	P (▲ 5.6)
		6.5	▲ 6.1	▲ 8.9	▲ 9.6	▲ 3.4	▲ 7.7	▲ 13.3	P ▲ 17.6
契約通	価	[8.7]	[▲ 4.2]	(▲ 2.3)	(▲ 0.8)	(▲ 0.2)	(▲ 3.2)	(▲ 6.2)	P (▲ 5.3)
		6.6	▲ 4.5	▲ 6.2	▲ 7.0	▲ 2.5	▲ 5.2	▲ 11.1	P ▲ 16.5
企業向けサービス価格	価	[1.2]	[1.1]	(▲ 0.1)	(2.0)	(▲ 0.1)	(0.2)	P (▲ 0.8)	
		1.1	1.4	0.5	2.0	2.0	1.6	1.0	
国際運輸を除くベース	価	[1.1]	[1.1]	(▲ 0.1)	(2.0)	(▲ 0.1)	(▲ 0.5)	P (▲ 0.6)	
		1.1	1.4	0.5	2.1	1.9	1.6	0.9	
総	固定基準	[1.0]	[0.5]	(0.1)	(0.2)	(0.1)	(0.0)	(▲ 0.2)	
		0.7	0.5	0.3	0.5	0.5	0.4	0.1	
	連鎖基準	[0.9]	[0.5]	—	—	—	(0.0)	(▲ 0.2)	
		—	—	—	—	—	0.3	0.0	
生鮮食品	固定基準	[3.8]	[▲ 3.1]	(3.2)	(0.6)	(▲ 1.4)	(▲ 0.5)	(5.2)	
		▲ 1.5	▲ 0.9	▲ 2.6	▲ 0.4	▲ 1.2	0.3	6.7	
エネルギー	固定基準	[7.0]	[1.4]	(▲ 1.8)	(0.6)	(0.3)	(▲ 0.8)	(▲ 3.1)	
		6.5	0.1	▲ 0.5	▲ 1.8	▲ 0.4	▲ 1.7	▲ 4.7	
生鮮食品を除く総合	固定基準	[0.9]	[0.6]	(0.1)	(0.3)	(0.1)	(▲ 0.1)	(▲ 0.5)	
		0.8	0.6	0.5	0.6	0.6	0.4	▲ 0.2	
除	連鎖基準	[0.8]	[0.6]	—	—	—	(▲ 0.1)	(▲ 0.5)	
		—	—	—	—	—	0.3	0.2	
生鮮食品及びエネルギーを除く総合	固定基準	[0.4]	[0.6]	(0.2)	(0.3)	(0.0)	(0.0)	(▲ 0.3)	
		0.3	0.6	0.6	0.8	0.7	0.6	0.2	
	連鎖基準	[0.3]	[0.5]	—	—	—	(0.0)	(▲ 0.3)	
		—	—	—	—	—	0.5	0.1	
	(消費税引上げ等の影響を除く)	—	[0.5]	—	—	—	(0.0)	(▲ 0.3)	

消費者物価
(東京都都区部)
4月 5月 (P)
< 0.0> < 0.1>
0.2 0.4<▲0.3> < 0.2>
▲0.1 0.2
<▲0.3> < 0.3>
0.2 0.5

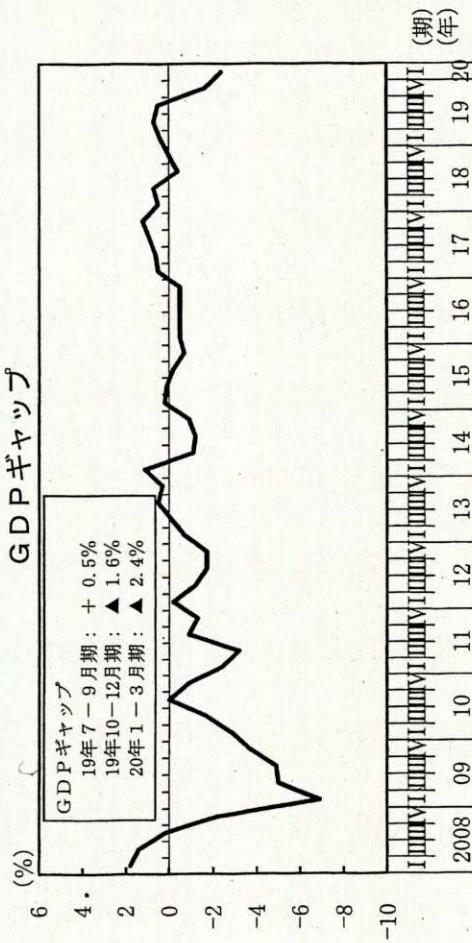
(備考) 1. 消費者物価、国内企業物価並びに企業向けサービス価格は2016年基準。Pは速報値。
 2. 企業向けサービス価格の「国際運輸を除くベース」は、国際航空貨物輸送(除外航空カー)、外航タンカー、国際航空貨物輸送、国際郵便を除いたもの。
 3. 企業向けサービス価格の「国際運輸を除くベース」の季節調整前月比並びに、消費者物価の四半期前年同期比は内閣府試算値。
 4. 「消費税率引上げ等の影響を除く」とは、消費税率引上げ及び幼児教育・保育無償化の影響を除いた数値(内閣府試算値)。

(参考) 経済見通し等

実質・名目GDPの推移



GDPギャップ



(備考) 上図: 内閣府「国民経済計算」により作成。

下図: 内閣府試算値。推計に用いている「毎月労働統計調査」の指標については、2011年12月以前の従来の公表値と2012年1月以降の再集計値を接続して推計を行っている。

	2018年度 (平成30年度) 実績 (%)	2019年度 (令和元年度) 実績見込み (%程度)	2020年度 (令和2年度) 見通し (%程度)
実質国内総生産	0.3	0.9	1.4
国内需要	(0.4)	(1.2)	(1.5)
民間需要	(0.2)	(0.8)	(1.0)
民間最終消費支出	0.1	0.6	1.0
民間住宅	▲ 4.9	1.5	▲ 1.9
民間企業設備	1.7	2.2	2.7
公的需要	(0.2)	(0.4)	(0.5)
政府最終消費支出	0.9	1.3	1.3
公的固定資本形成	0.6	3.6	3.9
財貨・サービスの純輸出	(▲ 0.1)	(▲ 0.3)	(▲ 0.1)
財貨・サービスの輸出	1.6	▲ 1.2	2.4
(控除) 財貨・サービスの輸入	2.2	0.3	3.1
名目国内総生産	0.1	1.8	2.1
GDPデフレーター	▲ 0.2	0.9	0.8
消費者物価上昇率	0.7	0.6	0.8

(備考) 内閣府「令和2年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」により作成。

地域別最低賃金額、未満率及び影響率

1. 地域別最低賃金額、未満率及び影響率（ランク別）の推移（平成22～令和元年度）

年度	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
地域別最低賃金額 (対前年度差)	730 (17)	737 (7)	749 (12)	764 (15)	780 (16)	798 (18)	823 (25)	848 (25)	874 (26)	901 (27)
Aランク										
未満率 (%)	1.6	1.5	2.5	2.1	2.5	2.1	4.2	2.3	2.4	1.7
影響率 (%)	4.4	4.0	5.7	10.7	9.3	12.8	14.5	14.5	15.3	20.5
Bランク										
未満率 (%)	1.7	1.7	1.4	1.5	1.6	1.4	1.6	1.3	1.5	1.7
影響率 (%)	3.2	2.9	3.1	5.4	5.2	6.0	8.6	9.8	12.3	14.2
Cランク										
未満率 (%)	1.4	1.8	2.2	2.0	1.8	2.2	2.0	1.3	1.7	1.5
影響率 (%)	4.3	3.1	5.2	5.5	6.6	6.9	8.6	9.6	12.7	13.9
Dランク										
未満率 (%)	1.5	2.0	2.0	1.8	1.8	1.9	1.5	1.4	1.4	1.2
影響率 (%)	4.6	3.4	5.0	6.0	6.2	7.4	10.1	10.3	13.3	11.6
計										
未満率 (%)	1.6	1.7	2.1	1.9	2.0	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6
影響率 (%)	4.1	3.4	4.9	7.4	7.3	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3

資料出所：厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（平成22～令和元年度）

- (注) 1 地域別最低賃金額（以下単に「最低賃金額」という。）は、全国加重平均である。
2 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
3 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
4 各ランクは、各年における適用ランクであり、各ランクの未満率、影響率については、加重平均である。

(備考) 1. 上図は厚生労働省「毎月勤労統計調査」、下図は日本労働組合総連合会「春季生活闘争(最終)回答集計結果」により作成。

2. 2018年1月以降の現金給与総額の前年比は、共通事業所によるもの。

3. 賃上げ率は、平均賃金方式による定昇相当込の賃上げ率。

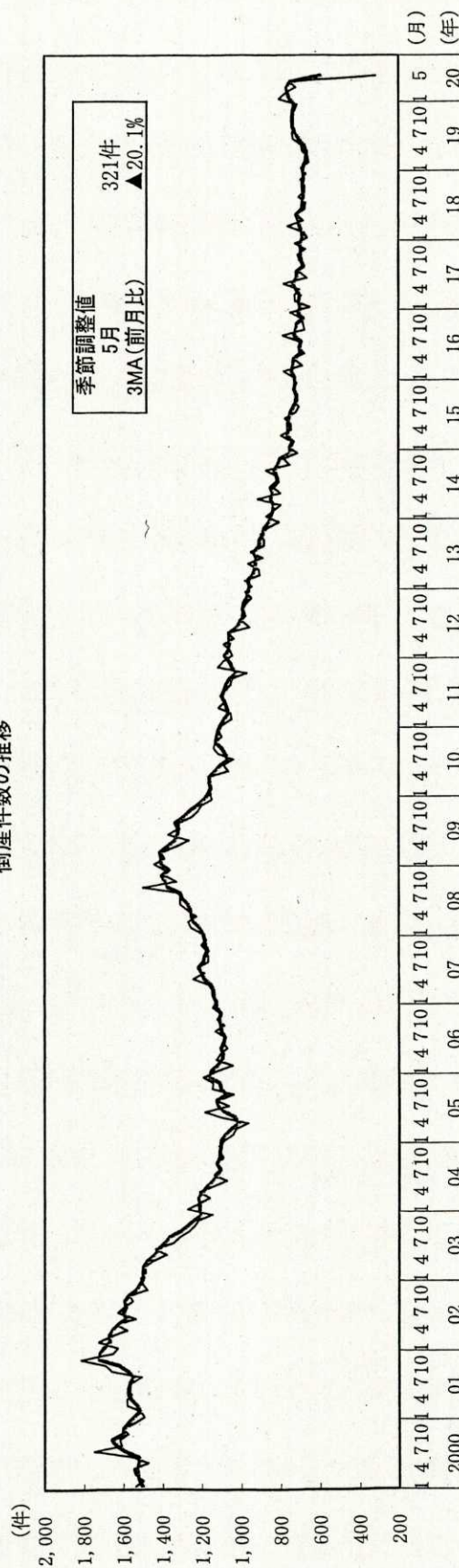
倒産
倒産件数は、増加がみられる。

(株) 東京商工リサーチ (TSR) 「倒産月報」

(前年比は原数値、[]内は暦年前年比、()内は季調済前期(月)比、%)

	[2017年] 2017年度	[2018年] 2018年度	[2019年] 2019年度	2019年10-12月期	2020年1-3月期	2020年3月	4月	5月
企業倒産件数	[8,405] 8,367 [▲0.4] ▲0.1	[8,235] 8,110 [▲2.0] ▲3.0	[8,383] 8,631 [1.7] 6.4	2,211 6.8 (▲1.4)	2,164 12.9 (5.5)	740 11.7 (▲6.8)	743 15.1 (4.4)	314 ▲54.8 (▲57.3)
前年比 (%)								
前月比 (%)								
負債金額 (億円)	[31,676] 30,837 [57.8] 58.0	[14,854] 16,187 [▲53.1] ▲47.5	[14,232] 12,647 [▲4.1] ▲21.8	3,678 14.7 (▲1.4)	3,019 ▲34.4 (5.5)	1,059 9.0 (▲6.8)	1,449 35.6 (4.4)	813 ▲24.3 (▲57.3)
前年比 (%)								
大型倒産除く (億円)	[6,980] 7,089 [▲8.6] ▲2.6	[6,967] 6,922 [▲0.1] ▲2.3	[6,958] 7,065 [▲0.1] 2.0	1,794 1.7 (▲1.4)	1,829 6.2 (5.5)	625 ▲1.3 (▲6.8)	632 10.0 (4.4)	331 ▲43.9 (▲57.3)
前年比 (%)								

倒産件数の推移



(備考) 1. (株) 東京商工リサーチ (TSR) 「倒産月報」により作成。
2. 内閣府による季節調整値。太線は後方3か月移動平均。

パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額

(単位：円)

ランク	都道府県	令和元年平均	令和2年4月	令和2年5月
A ラ ン ク	東京	1,175	1,205	1,224
	神奈川	1,201	1,227	1,242
	大阪	1,130	1,155	1,167
	愛知	1,124	1,144	1,156
	埼玉	1,117	1,143	1,156
	千葉	1,127	1,155	1,158
B ラ ン ク	京都	1,088	1,108	1,130
	兵庫	1,113	1,148	1,134
	静岡	1,071	1,090	1,093
	滋賀	1,042	1,075	1,094
	茨城	1,041	1,060	1,058
	栃木	1,041	1,085	1,066
	広島	1,019	1,019	1,027
	長野	1,000	1,014	1,031
	富山	1,018	1,047	1,055
	三重	1,046	1,076	1,074
	山梨	1,020	1,034	1,060
	群馬	1,035	1,051	1,060
C ラ ン ク	岡山	1,003	1,015	1,022
	石川	1,017	1,028	1,031
	香川	1,001	1,008	1,026
	奈良	1,047	1,085	1,068
	宮城	1,002	1,026	1,035
	福岡	1,010	1,021	1,009
	山口	980	1,014	994
	岐阜	1,025	1,052	1,052
	福井	986	1,008	997
	和歌山	1,008	1,023	1,065
	北海道	987	1,003	1,012
	新潟	978	998	995
	徳島	1,024	1,042	1,059
	福島	988	1,017	1,006
	大山	939	970	986
D ラ ン ク	山形	942	971	964
	媛根	970	1,006	991
	島根	959	978	1,005
	鳥取	969	984	986
	熊本	971	983	992
	長崎	935	964	961
	高知	941	967	994
	岩手	914	927	940
	鹿島	929	943	957
	佐賀	954	970	952
	青森	901	934	910
	秋田	915	933	937
	宮崎	929	949	948
	沖縄	974	981	999
	全 国	1,059	1,075	1,086

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。
- 2 常用的雇用（雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。））のパートタイム労働者を対象としている。
- 3 1求人票当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなっており、その平均額を1募集賃金として算出している。

パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額

(単位：円)

ランク	都道府県	令和元年平均	令和2年4月	令和2年5月
A ラ ン ク	東京	1,111	1,149	1,161
	神奈川	1,132	1,151	1,161
	大阪	1,074	1,098	1,107
	愛知	1,046	1,068	1,073
	埼玉	1,056	1,081	1,089
	千葉	1,070	1,091	1,101
B ラ ン ク	京都	1,029	1,051	1,066
	兵庫	1,052	1,083	1,069
	静岡	1,017	1,034	1,036
	滋賀	993	1,024	1,041
	茨城	983	998	1,004
	栃木	982	1,024	1,008
	広島	970	974	979
	長野	947	966	980
	富山	964	985	997
	山梨	992	1,019	1,016
	三重	963	978	992
	群馬	971	991	1,003
C ラ ン ク	岡山	949	966	965
	山形	956	970	972
	石川	945	956	968
	香川	989	1,025	1,003
	奈良	953	980	980
	宮城	954	969	959
	福岡	939	968	953
	山口	969	996	992
	岐阜	937	956	948
	福井	955	978	993
	和歌山	949	964	971
	北海道	933	953	951
	新潟	958	978	984
	徳島	935	970	955
	福島	899	927	939
D ラ ン ク	大山	899	917	917
	山形	917	953	934
	愛媛	917	927	955
	島根	918	929	935
	鳥取	919	928	935
	熊本	896	917	923
	長崎	910	926	948
	高知	877	886	898
	岩手	887	901	909
	鹿児島	914	922	909
	佐賀	868	898	879
	青森	880	896	897
	秋田	888	904	905
	宮崎	928	934	954
	沖縄			
	全 国	1,003	1,020	1,028

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。
- 2 常用的雇用(雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。))のパートタイム労働者を対象としている。
- 3 1求人票当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなっており、その下限額を1募集賃金として算出している。